

令和 2 年 第 7 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

開催年月日	令和2年8月24日(月)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時17分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前10時08分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	岡 安 広	出席	1	長 澤 い と	出席
	2	岩 上 賢	出席	2	川 野 信 之	出席
	3	関 山 功 一	出席	3	齋 藤 光 則	欠席
	4	進 藤 貴 一	出席	4	渡 邊 明 子	出席
	5	井 上 日 出 巳	出席	5	神 田 潔	出席
	6	小 野 田 憲 司	出席	6	小 林 一 夫	出席
	7	山 下 幸 一	出席	7	安 野 和 好	出席
	8	吉 田 敏 雄	出席	8	清 水 清	出席
	9	大 山 峰 夫	出席	9	今 泉 志 江	出席
	10	安 藤 富 司 夫	出席			
	11	荒 井 肇	出席			
	12	齋 藤 美 佐 夫	出席			
	13	江 口 泰 夫	出席		出席者	22名
14	小 島 俊 雄	出席		欠席者	1名	
議事参与制限 を受ける委員	● ● 委員		会長からの 出席要請者	農政課職員		
事務局	事務局長	嶋崎 徹	主幹	手島 淳		
	主査	大塚 一隆	主任	安藤 寛子		
	主任	塩村 孝太郎				
説明員	主幹	手島 淳	主査	大塚 一隆		
	主任	安藤 寛子	主任	塩村 孝太郎		
	農政課	新井 和久	農政課	大島 康正		
	農政課	志水 翔希				
会議次第	別添のとおり		配布資料		別添のとおり	

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	<p>総会に先立ち農地利用最適化推進委員委嘱書交付式を行った。</p> <p>それでは続きまして、ただ今から、令和2年第7回農業委員会総会を始めさせていただきます。</p>
局長	<p>本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいいたします。なお、傍聴人に申し上げます。</p> <p>お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。</p>
局長	<p>現在の出席委員は農業委員14名中14名、推進委員9名中8名でございます。</p> <p>農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時17分】</p>
議長	<p>現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これから第7回総会を開会いたします。</p>
議長	<p>議事録署名委員に関山委員、井上委員を指名いたします。</p>
議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	
議長	<p>日程第1 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>総会資料の2ページ目を御覧願います。</p> <p>案件の説明の前に、簡単ではございますが、農地転用許可申請について説明をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条の規定による手続き（農地転用）とは、農地を他の人に売買するか、貸借して、なおかつ農地以外（宅地や雑種地等）にすることをいいます。</p> <p>今回の案件については、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域内の農地ということで、許可権者は埼玉県になりますが、市の農業委員会の総会において申請内容について審議を行い、その意見を付して県へ進達することとなっております。</p> <p>番号1につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、仮設工事用地として一時転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、電気通信事業を営んでおり、携帯電話無線基地局の設置工事を施工するにあたり、仮設工事用地が必要であり、申請地を工事期間中一時的に使用するため、今回の申請がなされたものです。</p> <p>農地区分につきましては、農用地区域内農地と判断されますが、基地局は転用不</p>

要であり、仮設工事用地は農地法施行令の不許可の例外に該当するため、転用可能となります。

計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

議長

説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を小島委員にお願いいたします。

委員

議案第13号 番号1 農地法第5条の規定による許可申請について、令和2年8月22日現地確認を行いました。案内図は1ページです。

申請地は現在農地として使用されており、違反等はありません。申請地は県道に面しております。先日関係者にお会いしお聞きしたところ、携帯会社の仮設電柱設置工事とのことでした。

これに関して周囲の農地に影響を与える心配はないと思われます。この案件に関しては、転用理由、付近の状況から判断して転用はやむを得ないと判断しました。皆様の御審議をお願いいたします。

議長

報告が終了しました。審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第29条に基づき推進委員の皆様に総会への出席をお願いしているところですが、議事の公正を確保するため、●●委員には一時退室をお願いいたします。

[●●委員、一時退室]

議長

御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

委員

転用期間を伺いたい。

事務局

転用期間については年末までを予定しております。

議長

他に御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

議長

質疑なしと認めます。

議長

お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長

異議なしと認めます。よって議案第13号については、原案のとおり決定します。●●委員は入室してください。

[●●委員、入室]

議長

日程第2 議案第14号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。農政課職員の入室を求めます。

[農政課担当職員、事務局席へ移動]

議長

本案につきましては農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。

農政課

それでは、説明をさせていただきます。今回、農用地区域からの除外につきまして、令和2年6月1日から6月12日までの2週間をもって受付しましたところ、9件の変更申請がございました。

本日は、この9件につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。

皆様には、今回の除外案件の総括表と各案件をまとめてインデックスをつけた資料を事前に配布させていただいております。

本議案については、こちらを基に説明させていただきます。

なお、こちらの資料は、会議終了後、回収をさせていただきますので、机の上に置いたままにしておいてください。

まず、除外の要点についてご説明させていただきます。

まず、除外の計画が不要不急でないことです。

今どうしてもそこが必要でそこでなければならぬ理由が必要となります。

続きまして、除外を行う場合は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の5つの要件を全て満たす必要があります。

1号 農用地区域以外に代替する土地がないこと。

2号 農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。

3号 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

4号 農業用施設の機能に支障を及ぼさないこと。

5号 土地改良事業の工事完了後、8年が経過していること。

それでは、今回申し出のあった案件に移らせていただきます。

○番号1

除外申出地は■■■の一部です。

事業計画者は市内のアパートに住んでおりますが、子供の出産に伴いアパートが手狭となったことから、実家に近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

○番号2

除外申出地は■■■です。

事業計画者は●●町内のアパートに住んでおりますが、子供の成長に伴いアパートが手狭となったことから、夫婦の実家の中間地点で子供が通う幼稚園の近くである申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限
り、除外の見込みがあると判断します。

○番号3

除外申出地は■■■です。

事業計画者は申出地付近にある店舗を営んでおりますが、現在駐車場がないこと
から不便を感じており、店舗に近い申出地を売買により取得し、来客及び搬入車
輛のための駐車場を確保するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限
り、除外の見込みがあると判断します。

○番号4

除外申出地は■■■、■■■、■■■、■■■です。

事業計画者は都市計画道路●●線の整備を行っていますが、▲▲及びは▼▼の利
用者の利便性を考慮し、道路と▲▲及び▼▼の間にある申出地を売買により取得
し、歩行者及び自転車用通路や駐車場にするために農用地除外の申出をしたもの
です。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限
り、除外の見込みがあると判断します。

○番号5

除外申出地は■■■、■■■です。

事業計画者は現在市内のアパートに住んでおりますが、子供の成長に伴いアパー
トが手狭となったことから、長男が通う保育所から近くにある申出地を売買によ
り取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限
り、除外の見込みがあると判断します。

○番号6

除外申出地は■■■、■■■です。

事業計画者は現在市内で両親とおりますが、両親から独立するため、市内で姉宅
からも近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外
の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限
り、除外の見込みがあると判断します。

○番号7

除外申出地は■■■です。

事業計画者は現在市内の両親宅に同居しておりますが、結婚したことに伴い実家
が手狭となったことから、実家から近くにある申出地を売買により取得し、自己
用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限
り、除外の見込みがあると判断します。

	<p>○番号 8</p> <p>除外申出地は■■■の一部です。</p> <p>事業計画者は現在市内のアパートに住んでおりますが、結婚して家財道具が増えたに伴いアパートが手狭となったことから、事業計画者夫婦の勤務先の間にある申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。</p> <p>こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限って、除外の見込みがあると判断します。</p> <p>○番号 9</p> <p>除外申出地は■■■の一部です。</p> <p>事業計画者は現在市内のアパートに住んでおりますが、出産に伴いアパートが手狭となったことから、実家から近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。</p> <p>こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限って、除外の見込みがあると判断します。</p>
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	番号 4 についてですが、施設南側の申請地について、現在駐車場になっている気がするのだが。詳細を伺いたい。
農政課	番号 4 については、現状は田となっております。当市の駐車場と新たに整備される●●線の間場所となっております。駐車場よりも南側になります。 計画としては、駐車場及び道路の予定となります。
委員	今回 9 件の申請について、それぞれの理由が述べられているが、書類の補正について全て是正されて場合においてやむを得ないと判断するとあるが、具体的にどのような不備があるのか伺いたい。
農政課	今回の申請に関し、全て共通して現地の是正が完了しておりません。雑草の繁茂等、農地としての管理がなされていないことが挙げられます。 その他、書類の補正についてですが、今回の申請地でなくてはならない理由の説明が不足していたり等が挙げられます。県からも理由説明について、補足するよう指導頂いております。
委員	一つ目の理由として、農地として適正に管理されていないということですね。 二つ目の理由として、申請地以外に代替地がない等、理由の説明が不足しているということですね。具体的にどのような理由が不足しているのか伺いたい。
農政課	市街化区域の土地ではなく、農用地区域内の土地を選定しなければならなかったのか等、理由として不足していることが挙げられます。
委員	説明は理解しました。本来であれば、市街化区域内で検討するのが基本である。それをあえて農用地区域内に申請をしなければならなかったのか理由が不足

	<p>しているということですね。厳しい制限の中の申請となるが、許可の可能性としてどう考えるか。</p>
農政課	<p>今回の申請については、事前に相談を受けております。厳しい制限のかかる土地への申請となります。その点を踏まえ、相談を継続しております。今後も許可基準に達するよう、書類の補正等を行いながら、対応を考えております。</p>
委員	<p>了解しました。</p>
委員	<p>番号8について、公道部分に接する道幅及び奥行きを教えてください。</p>
農政課	<p>道幅に関しては法に則り、2メートル以上4メートル以内と承知しております。奥行きに関しては細かな資料が手元がないので、後日説明をさせていただきます。</p>
委員	<p>番号4について、駐車場と歩行者道路を造るということだが、具体的にどのように造られるのかイメージが湧かないのだが、詳細を伺いたい。</p>
農政課	<p>案内図をご覧ください。まず▲▲に向かって北に伸びる道路を造ります。道路の目的は、歩行者及び自転車用道路となっております。</p> <p>道路を左折しますと施設に入ることができます。残った部分につきましては、駐車場を予定しております。</p>
委員	<p>計画地より北側と南側に駐車場があるが、現在の所有者は誰なのか。</p>
農政課	<p>所有者は多数おり、市が借り受けている所です。所有者については個人情報の関係から申し上げられません。</p>
委員	<p>駐車場については、民間の土地ということでよいのか。市の土地はないのか。</p>
局長	<p>駐車場は基本的に借地となっております。要望により一部買い取った場所もあります。全て借地ではなく、一部市が買い取ったものもございます。</p>
委員	<p>了解しました。</p>
委員	<p>番号7について、土地の面積については、300㎡以上500㎡未満が基準となっていたはずだが、今回の申請地については、所要面積が基準に達していないように思われるが。</p>
農政課	<p>質問のございました申請地については、確かに土地の面積基準がございます。その部分については事前に建築課に相談しております。申請地については、周囲に広がりがない所を踏まえると、問題ないと許可見込みの判断を頂いております。よって、所要面積が基準に達していませんが除外の見込があると判断をさせていただきます。</p>
委員	<p>面積基準に達していなくても建築課の許可があればよいということになるのか。</p>

農政課	開発の要件が整えば問題はないかと考えます。
委員	今までは1, 000㎡に対し6軒程の家が建てられた。法律の改正により300㎡となると、3軒程しか建たない。話をお聞きすると、建築法で許されるならば、100㎡でもよいということになるのか。
農政課	新たに分筆をする場合、300㎡未満にしてはいけないという決まりがございます。今回の申請地については、新たに分筆するのではなく、この部分だけ農地として残っている状態ですので、その制度は適用されないと建築課の担当から伺っております。
議長	他に御意見・御質疑等ございますか。 [質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては、やむを得ないものと認め、市へ回答することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第14号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第13号から第14号に係る全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第4条第1号第8号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項2 農地法第5条第1号第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 1件でございます。 総会資料の5ページ目を御覧願います。 案件の説明の前に、簡単ではございますが、4条の農地転用届出について説明をさせていただきます。 農地法第4条の規定による手続き（農地転用）とは、農地を自分名義のまま、農地以外にすることをいいます。 本案件については、市街化区域内の農地に係る案件となるため、市へ届出をし、

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>市で農地転用の許可処分をだすものとなります。基本的には、専決処分に対する報告となります。</p> <p>番号1につきましては、駐車場敷のための転用です。</p> <p>協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は4件でございます。</p> <p>総会資料の6ページから7ページ目を御覧願います。</p> <p>案件の説明の前に、簡単ではございますが、5条の農地転用届出について説明をさせていただきます。</p> <p>おおむね農地法第5条の県許可の農地転用と同じですが、本案件については、市街化区域内の農地に係る案件となるため、市へ届出をし、市で農地転用の許可処分をだすものとなります。基本的には、専決処分に対する報告となります。</p> <p>番号1、3、4につきましては、分譲住宅敷のための転用です。</p> <p>番号2につきましては、住宅敷地拡張のための転用です。</p> <p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等伺います。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
<p><u>協議報告事項3 その他</u></p>	
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>質疑もないようですので、協議報告事項3その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。</p> <p>協議報告事項3 その他 についてでございますが、</p> <p>○委員名簿及び緊急連絡網の配布について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1及び2のとおり、新しい委員さんを加えた委員名簿及び緊急連絡網を作成しましたので、配布いたします。電話番号や住所等の個人情報が含まれておりますので、取り扱いにご注意ください。 ・緊急のお知らせや依頼で利用します。慶弔関係の連絡調整が多いですが、緊急の相談等の場合もあります。 <p>○農業委員及び農地利用最適化推進委員担当地区割り表について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料3のとおり、新しい委員さんを加えた委員名簿及び担当地区割り表を作成しましたので、配布いたします。 ・基本的には「正」の地区を中心に活動していただきます。複数人で対応する必要がある事案や、応援を求められた場合は、「副」の地区についてもご対応いただく場合がありますので、よろしく願います。 ・農業委員さんについては、農地転用や農地売買等の現地確認をいただくための区域の目安となっています。

○農業委員等の公務災害補償制度について

お配りしております資料4『農業委員会等の公務災害補償制度について』のとおり、公務災害補償制度への加入案内がございました。

これは、農業委員・農地利用最適化推進委員の方々を対象とした、団体契約の保険でございまして、公務中の怪我等において保険金をお支払いするものです。

加入内容については、昨年度と同様、A型の1口1,000円を考えておりまして、補償内容は、資料のとおり（昨年度から変更なし）となっております。

この保険につきまして、昨年同様、A型の加入手続きを実施いたします。

なお、保険料につきましては、親和会からの支出となります。

○研修会の中止について

・本日の総会後に予定しておりました研修会と9月2日に羽生市で予定しておりました研修会につきましては、直近のコロナウィルス感染拡大等の現状からすべて中止とさせていただくこととなりました。

・中止に伴いまして、資料を配布するなどの対応をさせていただく予定です。

○遊休農地等現地調査の提出について

・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。

○農業委員活動記録の提出について

・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。

○農地改良等現地パトロールについて

・違反転用現場や農地改良の申請があった現場を農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんのグループで概ね月2回のペースで現地確認をお願いしています。農業委員会が常に監視していることを業者や地権者に意識付けるために実施しております。

・パトロールを行う日程・グループ分けは資料5のとおりです。新メンバーで9月から実施して参りますので、よろしくをお願いします。

・なお、毎月の総会の最後に、念のため、翌月のパトロールの日程を御案内いたしますので、グループのメンバーと割り振られた週の範囲で日程調整をお願いいたします。行先は、現地確認当日市役所に集まっていた際に、事務局が御案内いたします。基本的には実施日当日午後2時に事務局に集合となります。

実施にあたっては、お配りした資料を確認していただくようお願いいたします。

来月は、

・9月 1日 小島委員・篠津地区推進委員

・9月15日 岡安委員・大山地区推進委員

となります。必要に応じて日程変更をお願いします。

また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。

	<p>○来月総会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月24日（木）午前9時 ・ 議事録署名委員の関山委員、井上委員の両委員は来月印鑑をお願いします。 <p>○農地利用最適化推進委員の業務説明及び写真撮影について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地利用最適化推進委員さんは総会終了後に業務の説明と身分証明書用の写真撮影を行いますので、総会が終了しましたら、そのままお残りいただきますよう、よろしくお願ひいたします。 <p>以上で、協議報告事項3その他を終わります。</p> <p>資料2についてお願ひをさせていただきます。白岡市農業委員・推進委員 緊急連絡網についてですが、最後の委員まで連絡が到達しましたら、確認のため、会長へご連絡をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>農業委員におかれましては●●委員、●●委員、●●委員、●●委員は進藤会長へご連絡をお願いいたします。</p> <p>農地利用最適化推進委員におかれましては、●●委員、●●委員、●●委員は●●推進委員へご連絡をお願いいたします。</p> <p>もう一点ご説明させていただきます。今年、2月頃お話をさせていただいたのですが、新しい委員もいらっしゃいますので改めてお話をさせていただきます。</p> <p>篠津北東部、消防署篠津分署の東側にあたる場所について、土地改良事業を行い、7割を農地として利用、残りを非農用地として活用する案が民間事業者から出ております。</p> <p>地権者が70名程いるのですが、昨日3回に分け、初めて説明会が行われました。</p> <p>説明会では地権者から概ね理解をいただいているところです。</p> <p>今後、買収単価の問題や事業に賛同を得られていない方もいらっしゃるので、説明を重ねていく予定です。</p> <p>説明会は、◆◆というコンサルティング会社が説明をさせていただきました。</p> <p>★★という会社が農地として利用予定している会社です。主にトマトのハウス栽培を行っており、大規模で展開をしている会社です。</p> <p>昨日は★★の社長も説明会に参加されました。</p> <p>市としましても、耕作放棄地解消のため、非常に有意義な事業であると認識しております。</p> <p>説明会后、市長、副市長が★★の社長と面会をし、市としても農地活用案に賛同の意向を伝えたところです。</p> <p>委員におかれましては、情報が入り次第ご説明させていただく予定です。</p>
局長	<p>内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。</p>
	<p>議長</p>

議長	<p data-bbox="624 172 986 208">[質疑等なしという声あり]</p> <p data-bbox="408 241 1123 277">以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p data-bbox="639 313 1002 349">【開会 午前10時08分】</p>
----	---